



計画の概要

第 1 計画策定の背景

介護保険制度は創設 18 年目を迎え、目黒区の介護保険のサービス利用者は制度開始時の約 3,500 人からおよそ 3 倍となり、1 万人を超えています。高齢者人口は近年一貫して増加を続けており、平成 27 年には団塊の世代が 65 歳を迎え、高齢者人口は一層増加しました。今後は、その中でも特に 75 歳以上の後期高齢者が増えていくと予測されています。

高齢社会の進展に伴い、地域社会では様々な問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアが必要な重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足など、様々な問題への対応が課題となります。また、要介護状態になることを防ぎ、健康寿命を延ばす介護予防の取組の着実な推進も課題となっています。

これらの課題に直面する中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、限りある社会資源を効果的かつ効率的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び日常の生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き推進することが重要です。また、地域包括ケアシステムの構築においては、高齢者だけでなく子どもや障害者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に作り高め合うことができる「地域共生社会」の実現を踏まえた取組が望まれるようになりました。この地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のため、平成 29 年 5 月に、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これらの状況に対応し、第 7 期目黒区介護保険事業計画では、団塊の世代が 75 歳になる平成 37 年（2025 年）を見据え、目黒区の地域包括ケアシステムの構築のための取組を一層推進していきます。

第2 制度改正の主な内容

第7期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

◆ 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに制度の持続可能性を確保するためには、地域の実情に応じた高齢者の自立支援や重度化防止の取組を進める必要があることから、区市町村等が保険者機能を発揮して、地域の課題を分析して自立支援・重度化防止に取り組むよう、下記の事項が制度化されました。
 - ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）
 - ②適切な指標による実績評価
 - ③インセンティブの付与

※主な法律事項

- 介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
 - 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
 - 都道府県による区市町村支援の規定の整備
 - 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
 - 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- 地域包括支援センターの機能強化のため、区市町村による評価の義務付け等の取組が規定されました。また、これらの評価を通じ、必要な人員体制等を明らかにすることで、適切な人員体制の確保を促すこととされています。
 - 居宅サービス事業者の指定に対する保険者の関与強化について規定されました。（小規模多機能型居宅介護等の普及の観点から、地域密着型通所介護が介護保険事業計画で定める見込量に達しているときなど事業所の指定を拒否できる仕組みが導入されました。）
 - 認知症施策の推進について、新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発の推進、介護者への支援、本人及び家族意思の尊重への配慮など）が法に位置付けられました。

2 医療と介護の連携の推進等

- ・ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設することが介護保険法に規定されました。
- ・ 医療・介護の連携に関し、都道府県による区市町村に対する必要な情報の提供その他の支援について規定されました。

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りでなく分野をまたがったの支援が行われる「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の実現のため、区市町村が包括的な支援体制づくりに努め、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、分野を超えた総合相談支援体制、複合化した地域課題を解決するための体制づくりを推進することとされました。介護保険事業の運営も、これを踏まえて行われることとなります。また、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。
- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるよう、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策が強化されました。（業務停止命令の創設、前払い金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直されました。

◆ 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し

- ・ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担割合が2割の方のうち特に所得の高い層の負担割合が3割とされました。
【平成30年8月施行】

5 介護納付金における総報酬割の導入

- ・ 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課されており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。現在は、各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者の人数に応じて負担』していますが、これを変更し、医療保険のうち被用者保険（健康保険等）の保険者間では『報酬額に比例した負担』とすることとなりました。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】

第3 計画の目的

介護保険制度は、高齢者が、介護が必要になる前から、また介護が必要になっても、住み慣れた地域で個人として尊厳を持って自立した生活が営めるような支援を行うとともに、利用者の心身の状況や本人のニーズ、置かれている環境等に応じて良質かつ適切な介護サービスの提供や介護予防等の取組を行い、安心して健やかに暮らせるよう事業を実施していくものです。この計画は、その目的に沿って介護保険事業に係る保険給付及び介護予防に係る事業等を計画的かつ円滑に実施するために策定します。

このため、被保険者に対して、介護サービスや介護予防サービスの提供見通しと基盤整備の目標を明らかにする一方、事業者等に対して供給量確保への協力やサービスの質の向上等に向けた取組への参画を得るための指標とするものです。

第4 計画の位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、区における介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関して定めるものです。

また、介護保険事業計画は、地域福祉計画と老人福祉計画の性格を併せ持つ目黒区保健医療福祉計画との一体性を保ち、また、東京都の介護保険事業支援計画及び医療計画と連携をとりながら策定するものです。さらに、目黒区基本計画の補助計画として、高齢者の生活に関係する各種計画との調和を図っています。

なお、第7期計画は、団塊世代が75歳以上を迎える平成37年（2025年）を見据えて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取組を実施する計画でもあります。

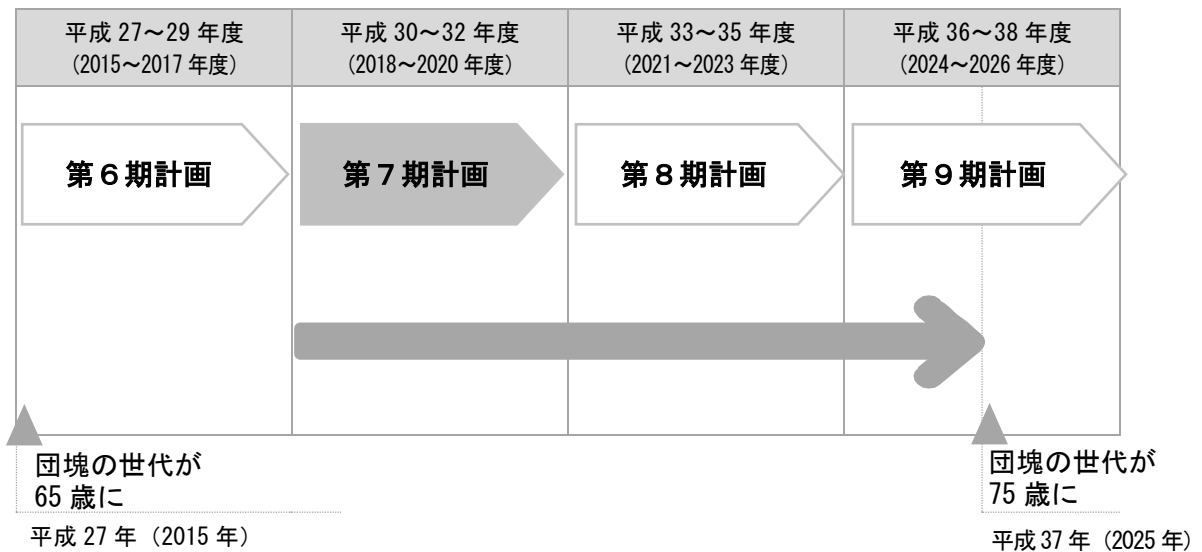
第5 計画の期間

保険料は概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画は、3年を1期として作成します。

今回の第7期介護保険事業計画は、平成30年度～32年度（2018年度～2020年度）の3年間とし、その後の計画については、第7期介護保険事業計画に係る検証等を行った上で平成32年度（2020年度）に必要な見直しを行い策定します。

計画の策定に当たっては、介護保険事業の実施状況及び平成37年（2025年）までの推計等を踏まえています。

計画期間



第 6 計画の進捗管理

1 適切な対応策の検討

各年度において、次の項目について状況等を把握し、実施状況が計画と大きく異なる場合には、その原因を究明するとともに、適切な対応策を検討します。

- 要介護・要支援認定者数
- 各サービスの利用者数
- 各サービスの利用実績
- サービス基盤の整備
- 地域支援事業の実績
- 事業経費

2 目黒区地域福祉審議会への報告及び意見聴取

介護保険事業計画は、地域福祉審議会の答申を踏まえて策定します。

介護保険事業計画の進捗状況及び実績については、適宜、地域福祉審議会に報告を行い、その意見を踏まえて対応策の検討等を行っていきます。



介護保険事業計画の基本的理念

第1 基本的な考え方

区民の共同連帯

区民の共同連帯の理念に基づき、要介護者やその介護をする家族等を地域社会全体で支えます。

地域福祉の一環としての制度の運営

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を基本に、区民・行政をはじめとする関係者の協働による地域福祉の一環として、介護保険制度を運営します。

自立支援と介護予防

高齢者が個人の尊厳を保持し、その有する能力・状態に応じて、社会に参加しながら自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態の発生や重度化をできるだけ防ぎ、さらには軽減を目指す介護予防の観点に立った施策を推進します。

保険者機能の強化

区の実情に応じた事業の展開を進めていくとともに、介護サービスが介護保険制度の目的に沿って提供されるよう給付の適正化等に取り組みます。

サービスの充実

サービスの質の向上を図るため、事業者の人材育成や人材確保への支援を行うとともに、地域の住民等多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

利用者本位と利用者保護

利用者が必要とするサービスを適切に選択できるよう、また、事業者間の適正な競争の下で良質なサービスが提供されるよう、区民等に向けて介護サービス情報を積極的に提供します。

事業者との契約によるサービス利用において、自らが契約することが困難な人を含め、すべての利用者がサービスを受ける上で不利益を被らないよう、苦情対応や事業者指導を強化します。

介護サービス基盤の整備

住み慣れた地域で必要なサービスが利用できるよう、介護サービス基盤の整備を進め、必要なサービス供給量を確保します。このため、民間事業者の参入促進や既存事業所の供給量改善など、民間活力の積極的な活用を図っていきます。

公平で公正な負担

負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づき制度を運営します。

第2 第7期における重点的な取組

1 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

高齢者が能力に応じ自立した日常生活を営むための支援を行うという介護保険の趣旨を関係者と共有し、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を進めます。区民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発を行うとともに、介護予防の通いの場の充実や地域ケア会議の推進、生活支援体制整備事業の推進など、地域の実情に応じた自立支援・介護予防・重度化防止の取組を進めます。

特に、介護予防に当たっては、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域と連携した取組を行います。

①介護保険の理念・方針等の周知

介護保険の理念を区民や事業者と共有し、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を共に進めます。

- ・各種説明会・研修・講座、配布物等における区民への周知
- ・ケアマネジメント支援、ケアプラン点検、事業者連絡会等を通じた事業者等への周知

②通いの場の創出

地域づくりによる介護予防を進めるために、住民主体の通いの場づくりや、高齢者の社会参加を促進します。

- ・シニア健康応援隊メンバー養成講座実施（介護予防リーダー）
- ・シニア健康応援隊による活動の支援
- ・めぐろ手ぬぐい体操の講習会やDVD作成による普及と介護予防に効果のある通いの場の創出
- ・めぐろシニアいきいきポイント事業
- ・その他、地域交流サロン事業、会食サービス事業、地域デビュー支援事業等の取組

③地域ケア会議の充実

地域の各関係者が個別ケア会議で抽出された課題を共有する場として、また、専門職によるケアマネジメント支援の場として地域ケア会議を充実させます。

- ・個別支援及び地域課題抽出を目的とした個別レベル、地区レベル地域ケア会議の充実
- ・ケアマネジメント支援を目的とした専門職による地域ケア会議の開催

④生活支援コーディネーターや協議体の活動

多様な主体による多様なサービスの充実に向けて、ネットワークの構築や活動創出のためのコーディネートを行う生活支援コーディネーターの配置及び地域の活動団体等の情報共有・連携強化の場である協議体の設置を行い、支え合い活動を推進する体制づくりを進めます。

- ・第1層（区全域）及び第2層（各地区）に必要な数の生活支援コーディネーター配置
- ・第1層（区全域）及び第2層（各地区）協議体の設置

2 地域包括ケアシステム構築のための取組

(1) 在宅医療・介護連携の推進

365日24時間安心して在宅療養生活を送るために、本人や家族の視点に立った在宅医療・介護連携推進事業を充実していきます。医療ニーズの高い要介護者が安心して在宅での生活を続けるために、身近な地域の医療機関や診療所、薬局、介護サービス事業所など、在宅療養を送る上で必要な地域資源を取りまとめ、分かりやすく情報提供していきます。

急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供し、本人や家族の望む生活をしっかりと把握し支えていくため、専門職同士がお互いに顔の見える関係をつくることのできる場を積極的に設け、在宅療養に関わる医療や介護の専門職による「在宅医療・介護連携に関する研修」の内容を充実させるとともに、医師、看護師、主任介護支援専門員、訪問介護員等のほか、理学療法士や栄養士など、より多くの職種に拡大して、チーム支援を深める研修を実施します。

区民一人一人が、医療や介護が必要になったときに家庭や地域でどのような生活を送りたいのか、どのように人生の最期を迎えたいかについて考え、思いを明確にしていくことが不可欠です。このため、講演会や出前講座を実施したり、家族介護者の経験を聞く機会を設けたりするなど、在宅療養に関する情報を広く区民に提供し、考える場を引き続き設けていきます。

また、仕事と介護の両立が困難になり離職する介護離職が問題となっている中、在宅療養の推進においても、働きながら在宅療養生活を支える家族などの不安や悩みに対する相談支援の充実に取り組んでいきます。

(2) 認知症施策の推進

認知症の早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームの運営や認知症ケアパスの普及など認知症施策を一体的に推進するため、各地域包括支援センターに配置した認知症支援コーディネーターと関係所管・関係機関とが連携を図りながら認知症施策を進めていきます。

認知症への正しい理解と適切な対応が可能な地域づくりを進めるため、「認知症サポーター養成講座」や修了者へのステップアップ講座等を行いながら、受講者の活動の場を広げ、知識を生かせる環境を整備します。また、認知症の初期等、地域住民が小さな変化に気付いたとき、安心して声掛けをする仕組みと本人、家族に対してアプローチしていく仕組みを構築していきます。

さらに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、区民及び区内企業に向けて普及啓発を図るイベントを開催するなど、若年性認知症の正しい知識や理解を深めるとともに、地域包括支援センターでの「若年性認知症相談窓口」設置に取り組みます。

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備の推進

介護サービスなどの支援を必要とする高齢者が増加する中、日常の生活支援についても、様々なニーズが生じています。こうしたニーズには、単に事業者がサービスを提供するのではなく、地域の実情に応じて多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されています。また、高齢者の社会参加を通じて、高齢者が生活支援サービス等の担い手として活躍することで、生きがいや介護予防につながるという視点から、高齢者をはじめとした地域住民やボランティアなどの担い手による「支え合い事業」の充実が重要です。地域の実情に即した支え合い事業を地域に広く展開していくため、生活支援コーディネーターや協議体の取組等を通じて、地域の生活支援ニーズを把握・共有し支え合い活動を広げる仕組みづくりを進めます。

(4) 地域ケア会議の推進

個別ケースを通して多職種で課題分析を行う個別レベルの地域ケア会議によりケースに共通する地域課題を抽出するとともに、地域の関係者を参加者とする地区レベルの地域ケア会議を通して、地域に必要な取組を明らかにし、資源開発や施策につなげていきます。

(5) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住み慣れた地域で、安心して日常生活を営むことができるよう、目黒区住宅マスタープランと整合を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえながら、公営住宅の整備や、高齢者に対する賃貸住宅の確保支援等に取り組み、住宅施策と福祉施策の連携による高齢者の住まいの安定的な確保を図ります。また、住まいの確保と併せて、住宅改修等による住環境の充実を図ります。

3 介護人材確保・定着・育成のための取組

介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービスの需要の増大や多様化が見込まれるとともに、高い倫理観に基づいた利用者本位の質の高いサービスが求められています。しかし一方で、介護人材の確保は現在でも難しい状況にあります。サービス提供の根幹となる介護人材の確保・定着・育成のため、引き続き事業の充実を図っていきます。

介護人材の確保については、これまで行ってきた「介護職員宿舎借り上げ補助」「介護従事者採用相談会」等の取組のほか、子どもや青少年に対し体験学習等により仕事の魅力ややりがいを伝えたり、施設や事業所を地域へ開放し住民との交流の機会を設けたりすることにより、介護に関わる仕事を身近に感じる機会を提供する取組を進めていくことが必要です。また、今後、複数の特別養護老人ホーム等の整備を進めていく中では、施設サービス・在宅サービスとも人材不足になることのないよう配慮しながら介護の人材確保に向けた取組を進めていきます。

介護人材育成の取組としては、区が主催する介護支援専門員や訪問介護員を対象とした研修の実施や、目黒区介護事業者連絡会が行う研修等に対する支援や情報提供を通じ、現場職員が求める知識や技術等の習得を図ります。

また、介護人材育成と併せて離職防止を図る取組として、区内介護事業所職員等を対象に、介護技術の向上や医療的ケアの研修と併せて介護事業所等の職員の悩みなどの相談事業を行う「介護・福祉人材育成事業」を実施します。介護・福祉職場で働く人が生き生きと働き続けることができるよう、精神的な問題の解決を図る仕組みづくりや、研修を通じた職員同士の交流の機会づくりを進めていきます。

4 介護サービス基盤整備の取組

介護を必要とする人がそれぞれの生活状況や身体状況に応じて適切にサービスを利用することができるよう、在宅介護サービスの充実とともに、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスや特別養護老人ホームの整備を計画的に進め、必要なサービス供給量を確保します。

特に、中重度の要介護者の増加への対応と待機者の解消のため、国有地や区有地の活用による特別養護老人ホーム3箇所の整備を第7期中に進め、併せて老朽化した区立特別養護老人ホーム中目黒の改修を行います。

また、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスとして位置付けられている定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等について、サービスの普及・啓発の取組を進めていきます。



介護保険事業計画策定のための体制等

第1 目黒区地域福祉審議会における検討

区では、福祉に係る計画の重要な事項について総合的に検討し、施策の推進を図るため、区長の付属機関として目黒区地域福祉審議会を設置しています。

第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、平成28年7月に地域福祉審議会に基本的方向について諮問し、地域福祉審議会の小委員会である計画策定専門委員会での検討を経て、平成29年6月に中間のまとめ、平成29年9月に答申を受けました。

第2 被保険者等の意見反映のための取組

本素案を公表するとともに、素案説明会の開催、意見募集を実施し、関係団体、被保険者を含む区民から広く意見を求め、その意見を踏まえて計画案の作成を行います。

第3 都との連携

区の介護保険事業計画を策定する上で、東京都の介護保険事業支援計画及び医療計画の広域的調整が必要であるため、当該計画と整合を図るよう、都と連携します。

今回は、医療計画と介護保険の事業計画が同時に策定されるため、医療計画における医療病床の機能分化等による効率的で質の高い医療体制構築の取組と、在宅医療・介護の充実等を含む地域包括ケアシステム構築の取組が、矛盾することなく一体的に推進されるよう、都と連携し、整合性の確保に一層留意して計画策定を進めます。

第4 要介護者等の実態の把握

平成28年12月～平成29年1月に、介護保険制度に対する区民や介護サービス提供事業所の意向を確認するとともに、高齢者の生活実態を把握するために、「介護保険と高齢者福祉に関するアンケート」を記名^{しっかい}悉皆方式により実施し、高齢者等の実態の把握に努めました。

なお、この調査の結果は、計画策定の資料とするほか、介護予防事業対象者を把握し介護予防教室の案内を行ったり、支援が必要な方を把握し個別支援につなげたりするための資料などとしても活用しています。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対象者：目黒区在住で65歳以上の要介護1～5の認定を受けていない目黒区介護保険被保険者全員 46,731人

有効回答数：26,000人（55.6%）

(2) 要介護者調査

対象者：65歳以上で要介護1～5の認定を受けている目黒区介護保険被保険者全員 8,177人

有効回答数：3,761人（46.0%）

(3) 介護サービス提供事業所調査

対象者：目黒区介護保険被保険者に介護保険サービスを提供している、区内の介護サービス提供事業者 269事業所

有効回答数：188事業所（69.9%）

第5 地域ケア会議による検討

個別レベル、地区レベルの地域ケア会議を、各地域包括支援センターが主催して定期的実施し、高齢者等が住み慣れた地域で生活するために地域に何が必要かなどの視点で、地域の専門職や関係者で課題を共有し検討を行いました。